

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

事業名 主任児童委員設置費・指導訓練費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

子ども・女性部 子ども家庭課 児童養護第一係

電話番号：058-272-1111(内3563)

E-mail：c11217@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 25,397千円 (前年度予算額： 25,306千円)

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|--------|------------|------------|------------|------------|-----|-----|-----|------------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財 産 収 入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 25,306 | 191 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 25,115 |
| 要求額 | 25,397 | 267 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 25,130 |
| 決定額 | 25,397 | 267 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 25,130 |

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・民生委員(主任児童委員)が、地域での活動を行うにあたり必要とされる諸経費
任 期：3年(令和7年12月一斉改選)
民生委員：3,264人 主任児童委員：413人 計：3,677人(岐阜市を除く)
※令和7年12月1日一斉改選後
- ・主任児童委員として円滑かつ効果的な相談・援助活動ができるよう、必要な知識及び技術の習得等、委員の経験年数や役割に応じた資質向上のための研修を実施するための経費。

【児童福祉法(抜粋)】

第十六条 市町村の区域に児童委員を置く。

② 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

③ 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

第十七条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
- 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健全やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。

- 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
- 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

② 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。

第十八条 都道府県知事は民生委員の指導訓練を実施しなければならない。

第十八条② 都道府県知事は児童委員の研修を実施しなければならない。

（２）事業内容

民生委員（主任児童委員）が、地域での活動を行うにあたり必要とされる諸経費を支払う。また、主任児童委員全員に対して研修を実施する。

（３）県負担・補助率の考え方

民生委員法第26条において、民生委員（主任児童委員含む）、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担することと定められていることから、県負担は妥当。報償費の単価60,200円は、国の地方交付税の積算単価と同額としている。

指導訓練費は、生活困窮者就労準備支援等補助金の対象事業（国1/2、県1/2）

（４）類似事業の有無 無

3 事業費の積算 内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|--------|--------------------------|
| 報償費 | 24,863 | 報償費（@60,200円×413人） |
| 委託料 | 534 | 研修の実施を岐阜県民生委員・児童委員協議会に委託 |
| 合計 | 25,397 | |

決定額の考え方

4 参考事項

（１）各種計画での位置づけ

第5期岐阜県地域福祉支援計画

（２）事業主体及びその妥当性

民生委員法第26条において、民生委員（主任児童委員含む）、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担することと定められているため、事業主体が県となるのは妥当。また、研修を委託するにあたっては、県内の全民生委員・児童委員で構成される唯一の県域団体である岐阜県民生委員児童委員協議会が最適と判断している。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

ボランティアとして活動する主任児童委員に対し、活動の際に必要な実費弁償を負担することで、福祉の担い手の要として地域での見守り活動等を充分に行うことができるようにします。

また、委員の経験年数や役割に応じた資質向上のための研修を実施し、民生委員・児童委員（主任児童委員）として円滑かつ効果的な相談・援助活動ができるように支援します。

（目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名 | 事業開始前 (R) | H28年度 | R元年度 | R7年度 | 目標 (R8) | 達成率 |
|-------------------------|--------------|-------|-------|-------------|-------------|-----|
| | | 実績 | 実績 | 目標 | | |
| 委員定数に対する充足率 (一斉改選時点) | | 98.8% | 99.2% | 100% | 100% | |
| 指標名 | 事業開始前 (R) | R5年度 | R6年度 | R8年度 | 終期目標 (R) | 達成率 |
| | | 実績 | 実績 | 目標 | | |
| ①参加者数 | | 519 | 501 | 参加率 100% | | |
| ②参加率 | | 104% | 98% | | | |

※参加者数については岐阜市分含む

（これまでの取組内容と成果）

| | |
|-------|---|
| 令和4年度 | 主任児童委員は、日々の見守り活動のなかで住民が安心して暮らせる地域づくりを目指しており、活動費用を負担することで円滑に活動を行うことが出来るよう支援した。昨今、地域コミュニティが希薄化が問題視される中、高齢者や単身者等の支援を必要とする家庭を訪問するなどの見守り活動等、地域福祉の推進役として、住民が安心して暮らせる地域づくり、関係づくりに貢献している。研修は、新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため、DVD視聴による研修開催となった。児童委員の果たすべき役割の再認識や、活動の一層の充実強化を図った。 |
| 令和5年度 | 主任児童委員は、日々の見守り活動のなかで住民が安心して暮らせる地域づくりを目指しており、活動費用を負担することで円滑に活動を行うことが出来るよう支援した。昨今、地域コミュニティが希薄化が問題視される中、高齢者や単身者等の支援を必要とする家庭を訪問するなどの見守り活動等、地域福祉の推進役として、住民が安心して暮らせる地域づくり、関係づくりに貢献している。 |
| 令和6年度 | 主任児童委員は、日々の見守り活動のなかで住民が安心して暮らせる地域づくりを目指しており、活動費用を負担することで円滑に活動を行うことが出来るよう支援した。昨今、地域コミュニティの希薄化を要因として児童虐待やヤングケアラー、不登校等の様々な福祉課題に直面している中、子育て世帯や単身者等の支援を必要とする家庭を訪問するなどの見守り活動等、地域住民、行政や専門職とのつなぎ役として、住民が安心して暮らせる地域づくり、関係づくりに貢献している。 |

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3 : 増加している 2 : 横ばい 1 : 減少している 0 : ほとんどない

(評価)

3

民生委員・児童委員（主任児童委員）は地域住民の最も身近な相談相手として、必要不可欠な存在である。地域住民のつながりが希薄になりがちな現代社会の中で、地域を愛し、ボランティアとして活動を行っている。今後起こりうる災害時を想定しても、民生委員・児童委員（主任児童委員）は欠かすことのできない存在であり、その活動を支援する本事業は、非常に重要度が高い。また、多様化する住民の福祉ニーズを的確に把握し、適切な相談・援助活動や児童福祉機関との連携を行うためには、主任児童委員に特化した研修が必要である。

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

3 : 期待以上の成果あり

2 : 期待どおりの成果あり

1 : 期待どおりの成果が得られていない

0 : ほとんど成果が得られていない

(評価)

3

主任児童委員は、民生委員・児童委員として高齢者、障がい者、児童の支援を行うことはもちろん、子ども相談センターをはじめとする児童福祉機関との連絡調整等、児童福祉の重要な担い手として活動を続けている。また、支援を必要とする方々に対して、日常的な見守りを継続することは、児童虐待を未然に防ぐことにも繋がっている。

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

2 : 上がっている 1 : 横ばい 0 : 下がっている

(評価)

1

報償費の単価60,200円は、国の地方交付税の積算単価と同額としている。また、研修会については、毎回受講者アンケートを実施し、そのアンケート結果を分析したうえで、現場の課題やニーズに応じた研修プログラムを構成している。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

民生委員・児童委員（主任児童委員）が見守り活動のなかで直面する福祉課題は、年々複雑化しており、今後ますます一人あたりの業務量が増大することが懸念される。支援者を支える民生委員本人も高齢化していることから、民生委員がそれぞれの地域において存分に力を発揮し、効果的に活動していくことができるように、諸条件の整備を行っていく必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

各地域において、民生委員・児童委員（主任児童委員）の活動への期待が非常に大きいことから、継続して支援を行っていく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント
又は事業名及び所管課

【〇〇課】

組み合わせて実施する理由
や期待する効果 など